

平成29年度 第1回 宇部市地域自立支援協議会 会議録

日時:平成 29 年 6 月 27 日(火) 18:00~20:15

場所:宇部市役所 4階 第 2、3、4 委員会室

欠席者:なし

出席者:別紙委員名簿の18委員

市 健康福祉部 上村次長

障害福祉課 谷課長、石津主幹、井上課長補佐、
中村係長、深津係長、嶋渡保健師

地域福祉課 佐々木主幹、梶山福祉総合相談センター長
宇部市社会福祉協議会

地域福祉課 辻村課長、石崎係長

(傍聴者):なし

1 宇部市地域自立支援協議会委員委嘱状交付

2 宇部市地域自立支援協議会について

事務局から、設置の目的及び協議内容について説明

社会福祉協議会は今まで委員として参加していたが、今後は宇部市とともに事務局として参加することを説明

今年度、宇部市障害福祉プラン「第四次宇部市障害者福祉計画」及び「第5期宇部市障害福祉計画」の策定があるため、通常年2回のところ、年4回開催予定。第2回及び第3回は、計画についての内容が中心となることを説明

3 議事

(1) 平成 28 年度実績報告

① 相談支援事業の実績報告

(事務局)別添(資料1)に沿って説明

■質疑応答等

●相談支援事業実績の実人員は、毎年、新規の人がこれだけいるのか。実際の新規の人はどのくらいいるのか。

(事務局)実人員は継続して相談している人も含めた人数になっていますので、改めて新規の人数を確認し、委員の皆様にお示したいと思います。なお、来年度からは新規の実人員が分かる様式に変更いたします。

●「そらいろ」の実態が分からないのですが、どのくらいの年齢の方がご相談に来られているのか、具体的にどのような取り組みをしておられるのか、ひきこもり支援事業と連携を図りたいが取組内容が分からないので連携が図れない。後期高齢の方や発達障害の方もいらっしゃるのですが、高齢者は断られたことがあるようだが、年齢的に何歳までを対象をしているのか具体的にお願ひします。

(事務局) 小さなお子様から小学生中学生、大人の方に高齢の方までおられます。人数の割合は、18歳未満と18歳以上が同じくらいになります。当事者、支援者、親御さんなどの相談を受け付けておりまして、臨床心理士が支援を行っています。家族サポートについては、それぞれグループに分けておりまして、何グループかについては親御さん同士で話をしながら心理的なサポートをするクラスを作っています。グループ分けをしながら対応をしているという状況です。年齢制限については、年齢制限なく対応させていただいています。断られたというのが、状況がわかりませんが、年齢の制限はありません。

●ご家族だけでも対応しているのか。ご本人とご家族の場合のみ対応しているのか。

(事務局) ご家族だけでも対応しています。実際にそういう事例もありました。ご家族、ご本人、支援者に関わらず相談に対応させていただいています。

② 障害者虐待防止法における相談件数等の報告

(事務局) 別添(資料2)に沿って説明

●障害者の虐待の相談窓口は今まで障害福祉課だったのが、それが一括して福祉総合相談センターになったのでしょうか。それから、時間帯が月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとなっているのですが、以前、宇部市は24時間体制をとっていたと思いますが、この時間帯以外の相談窓口がわからない。この時間帯だけでは対応できないと思うのですが、この時間帯以外はどうすればよいのか。

(事務局) 高齢者と障害者の虐待防止センターが、福祉総合相談センターに一本化されたということです。障害者及び高齢者については、福祉総合相談センターで24時間体制にて対応します。日中業務終了後の時間については、市役所の代表の電話番号に連絡していただければ、警備から担当に連絡が入り、対応させていただく形となりますが、障害者、高齢者も24時間体制で対応させていただきます。

(2) 障がい等地域支援ブロック会議等の報告

圏域相談事業及び社会福祉協議会より、平成28年度第2回協議会において提出のあった4つの地域課題の進捗状況について、検討・対応状況をそれぞれ説明

■質疑応答等

(会長) 相談支援事業所を利用する場合、何かご意見や不便などありますか。

●市役所の窓口でいろんな相談をする場合、手話通訳の問題があつて、聴覚障害者が一人で行くには非常に困難な問題があります。手話ができる方が市の窓口に行けば非常に安心します。それからもう一点あります。4月1日からコミュニケーション支援条例がスタートしましたが、障害者の中でも理解に差があり、非常に深く理解していらっしゃる人もいればそうでない人もいます。たとえば旅行の際や銀行やお店などで手話ができる人が設置されて、市内各所に手話ができる人がたくさんいることが望ましいと思っています。

(会長) 前回の協議会の中で民生委員をやっているにもかかわらず実際には地域の中で障害者の情報がないということもありましたがいかがですか。

●地域の中で障害者がいらっしゃるという情報はありますが、それぞれの障害の程度はわかりません。見た目では明らかにこの方は障害者だと分かる方もいらっしゃるが、通常接している方が障害

手帳を持っていらっしゃる場合もありますので、情報がないと一切わかりませんし、自治会長と話しても情報が無いので分かりません。ご本人様に障害手帳を持っていますかと聞くわけにもいきませんので、障害者の方の見守りというのは難しい課題だと思います。

(事務局) 地域での見守りについては、市と支援機関で地域での見守りにつなげていきたいという方がいらっしゃいましたら、しっかりと受け止めさせていただいて、ご本人に承諾を得まして、地域と情報を共有化し、地域との連携を密にしていきたいと思います。また、地域の方でも支援が必要だと思われる方がいらっしゃいましたら、地域保健福祉支援チーム、福祉総合相談センターなどに連絡いただきましたら、市と支援機関で受け止めまして一緒に支援をしていきます。市と相談支援事業所の連携がまだまだ不足している状況ですが、地域とも連携し対応していきたいと思います。

(3) 宇部市障害福祉プラン「第四次宇部市障害者福祉計画」及び「第5期宇部市障害福祉計画」の策定について

① 策定スケジュール等の概要の説明

(事務局) 別添(資料4)に沿って説明

共生し誰もが安心して暮らせる宇部市を作るために協力をお願いします。

■ 質疑応答等

● アンケート調査についての質問ですか。当事者1,000人をどう選ぶのか。また、市民モニターとは、どういう人たちが市民モニターになっているのですか。市民全体の中から無作為に1,000人と、関わりのある方1,000人とは、全く違う回答が返ってくるのではないかと？

(事務局) 1,000人のアンケート調査については、当事者が対象であり、サービスを受けている受けていない、入所している入所していない、在宅である在宅でないに関わらず無作為に1,000人を抽出し、郵送をさせていただきます。また、市民モニターにつきましては、市政に関するモニターとして登録いただいた、一般の市民によるインターネットを使つてのアンケートになります。現在の登録数は約460人です。

② 「第三次宇部市障害者福祉計画」に係る実績報告

(事務局) 別添(資料5-1)に沿って説明

■ 質疑応答等

● 総合支援学校では、毎年、高等部の卒業生が50名くらいいます。卒業するにあたって障害福祉サービスを利用する場合、障害支援区分判定やサービス計画を立てて連携しているのですが、計画相談事業所がどこも満員の状態です。昨年度まではぎりぎりなんとかかなりでしたが、今年度はどうか分からない状態で、これは宇部だけの問題ではないのですが、ぜひ対応をお願いしたい。そういったことも計画に加えていただければと思います。

③ 「第4期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」に係る実績報告

(事務局) 別添(資料6)に沿って説明

④次期計画の方向性について

(事務局)別添(資料7)に沿って説明

5 その他

(事務局)平成28年度2回目の会議で提案させていただいていました障害福祉サービス事業所のガイドブックを作成しましたのでお配りしています。障害福祉サービス事業所の内容がわからない、どういう事業所があるのか、どういったサービスを提供しているのかわからないという話がありガイドブックのようなものがあつた方が良いのではということで作成させていただきました。市の窓口等に設置するとともに希望者には配布させていただきます。また、市のホームページにも掲載させていただきます。内容につきましては年に1回は更新できればと思います。

(会長)とてもよいものができたと思います。内容については、また見ていただいて、なにかあれば事務局までお知らせください。